

総務厚生常任委員会会議録

目 次

【開 会】	3
【議案第 1 号】平成30年度矢板市一般会計補正予算（第2号）	3
【議案第 2 号】平成30年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第1号）	10
【議案第 3 号】平成30年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） ...	11
【議案第14号】公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について .	12
【陳情第39号】甲状腺エコー検査実施に関する陳情	14
【陳情第40号】患者負担を増やさないことを求める国への意見書提出に関する陳情	15
【陳情第41号】難病医療費助成制度の改善を求める国への意見書提出に関する陳情	16
【陳情第42号】東海第二原発の稼働延長を認めない意見書の提出を求める陳情 ...	17
【委員長報告】	18
【閉 会】	19

- 1 日 時
平成30年9月12日（水） 午前9時56分（開会）～午後1時26分（閉会）
- 2 場 所
第1委員会室
- 3 出席委員（8名）
委員長 佐 貫 薫
副委員長 関 由紀夫
委 員 藤 田 欽 哉、和 田 安 司、中 村 久 信
石 井 侑 男、中 村 有 子、渡 邊 孝 一
- 4 欠席委員
なし
- 5 説明員（27名）
 - (1) 総合政策部（1人）
 - ① 総合政策部長 横塚順一
 - (2) 総合政策課（3人）
 - ① 総合政策課長 室井隆朗
 - ② 電算統計班長 石川民男
 - ③ 政策企画担当 加藤清美
 - (3) 秘書広報課（1人）
 - ① 秘書広報課長 沼野晋一
 - (4) 総務課（5人）
 - ① 総務課長 三堂地陽一
 - ② 行政担当 佐藤賢一
 - ③ 人事担当 小野崎賢一
 - ④ 財政担当 佐藤裕司
 - ⑤ 管財担当 谷中清吉
 - (5) 税務課（1人）
 - ① 税務課長 高橋弘一
 - (6) 社会福祉課（4人）
 - ① 社会福祉課長 永井進一
 - ② 社会福祉担当 橋本幸江
 - ③ 障がい福祉担当 後藤一浩
 - ④ 生活福祉担当 田城宣宏
 - (7) 高齢対策課（3人）
 - ① 高齢対策課長 柳田和久
 - ② 高齢福祉担当 高橋理子
 - ③ 介護保険担当 日賀野真
 - (8) 子ども課（2人）
 - ① 子ども課長 石崎五百子
 - ② 泉保育所長 塚原由
 - (9) 健康増進課（2人）
 - ① 健康増進課長 細川智弘
 - ② 国保医療担当 高久聡子
 - (10) くらし安全環境課（2人）
 - ① くらし安全環境課長 小瀧新平
 - ② 危機対策班長 柳田豊
 - (11) 市民課（1人）
 - ① 市民課長 星野朝子
 - (12) 出納室（1人）
 - ① 出納室長 鈴木康子
 - (13) 選挙監査事務局（1人）
 - ① 選挙監査事務局長 森田昭一
- 6 担当書記
黒 崎 真 史、水 沼 宏 朗

7 付議事件

- 【議案第 1 号】平成30年度矢板市一般会計補正予算（第2号）
- 【議案第 2 号】平成30年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 【議案第 3 号】平成30年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 【議案第14号】公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 【陳情第39号】甲状腺エコー検査実施に関する陳情
- 【陳情第40号】患者負担を増やさないことを求める国への意見書提出に関する陳情
- 【陳情第41号】難病医療費助成制度の改善を求める国への意見書提出に関する陳情
- 【陳情第42号】東海第二原発の稼働延長を認めない意見書の提出を求める陳情

8 会議の経過及び結果

【開 会】

- 委員長（佐貫薫） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しているから、会議は成立している。

ただ今から、総務厚生常任委員会を開会する。

（9時56分）

- 委員長 これより議事に入る。この委員会に付託された案件は、
 - 【議案第 1 号】平成30年度矢板市一般会計補正予算（第2号）
 - 【議案第 2 号】平成30年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第1号）
 - 【議案第 3 号】平成30年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 - 【議案第14号】公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
 - 【陳情第39号】甲状腺エコー検査実施に関する陳情
 - 【陳情第40号】患者負担を増やさないことを求める国への意見書提出に関する陳情
 - 【陳情第41号】難病医療費助成制度の改善を求める国への意見書提出に関する陳情
 - 【陳情第42号】東海第二原発の稼働延長を認めない意見書の提出を求める陳情

の8件である。

【議案第 1 号】

- 委員長 「議案第1号 平成30年度矢板市一般会計補正予算（第2号）」を議題とする。

提案者の説明を求める。

- 総務課長（三堂地陽一）

（「平成３０年度矢板市補正予算書」１頁を朗読、２頁から５頁までにより説明。詳細について「平成３０年度予算に関する説明書」４頁から２７頁までにより説明。）

議案第１号については、４月の人事異動に伴い当初予算から変更のあった職員給与に調整することが主。また、フットボールセンターの外構工事が費用の大きいものである。

歳入

- １４款２項２目 民生費国庫補助金、介護保険国庫補助金は１／２補助が出るもの。介護保険制度の改正によるシステム改修の補助で１１８万８千円の増額補正。
- １５款２項２目 民生費県補助金、特別給付金等支給事務交付金は、恩給援護事務にかかる経費で１０／１０の補助が出るもので、１万２千円の増額補正。
- １５款２項４目 農林水産業費県補助金、１節、農業費補助金の地籍調査費補助金は、３／４補助が出るものであるが、１６４万５千円の減額補正。
２節、林業費補助金の元気な森づくり推進交付金は、１０／１０の補助が出るもの。１８万８千円の増額補正。
- １５款２項８目 消防費県補助金、地域防災力強化推進事業補助金は、アポロキャップの購入に対し一部補助されるもの。２９万円の増額補正。
- １７款１項１目 教育費寄附金は、市民から２０万円の指定寄附をいただいた。備品を購入予定である。
- １８款１項１目 財政調整基金繰入金は、１億４，４３１万１千円を取り崩して繰り入れるもの。
- １８款１項２目 減債基金繰入金は、当初６，０００万円を取り崩したが、同額を戻す予定である。
- １８款１項４目 交通施設整備基金繰入金は、市道整備等に充当するために１，４００万円取り崩すもの。
- １８款１項５目 ふるさと納税基金繰入金は、８，８５７万１千円充当するもの。
- １８款２項１目 介護保険特別会計繰入金は、３，１２２万円４千円を減ずるもの。
- １９款１項１目 繰越金、前年度繰越金は、２，２６９万４千円を減ずるもの。
- ２０款３項６目 林業振興資金貸付収入、林業振興資金貸付金返還金は、林業木材産業成長化推進協議会へ貸付し、年度末までには全額返還してもらうもの。
- ２０款４項３目 過年度収入は、５千円の増額補正。
- ２１款１項６目 臨時財政対策債は２，９００万円増額補正。

歳出

人件費については、「平成３０年度予算に関する説明書」２６頁及び２７頁の「給与費明細書」で説明させていただく。

１ 特別職では１名ふえて、報酬が１０２万円、共済費が３６万３千円。子ども課の家庭相談員を増員することによる計上。

2 一般職については、給与が193万4千円の減、手当は7万8千円の増、共済費は973万9千円の増、あわせて788万3千円の増である。

1款1項1目 議会費の委託料、賃借料は、ペーパーレス会議ソフトの初期設定委託料とライセンス使用料。

2款1項1目 一般管理費、人事給与管理費の嘱託員等社会保険料、賃金は、育休代替職員2名分及び傷病休暇代替職員2名分の経費。委託料は、会計年度任用職員制度への移行のために例規の整備が必要になる。その支援業務を委託するための経費で、86万4千円の増額補正。

2款1項3目 財産管理費、委託料90万円は、使用料、手数料の見直しをするために業務の委託をするもの。

3款1項1目 社会福祉総務費、社会福祉事業の消耗品1万2千円は、恩給援護事業事務費に関する経費。

温泉センター施設事業の工事請負費は、1つはふれあい館「創作の間」の改修に係る経費496万8千円。陶芸の窯があり、土間をコンクリートにしたり、板張りの部分を改修し多くの方が利用しやすいようになるように改修するもの。もう1つの工事として2号源泉のポンプの位置を変更する工事。ポンプの位置を下げる工事を予定している。備品購入費については、陶芸窯（電気窯）を購入する予定である。

障がい者総合支援事業、地域生活支援事業の補助金及び交付金は、10月から地域活動支援センターが開所予定である。場所については、長峰公園前の旧東電寮である。そちらをサロンのような形で開所する予定で補助を出すもの。

3款1項2目 老人福祉費、低所得者利用者負担対策事業では、返還金が7万5千円。

3款1項3目 国民年金費、委託料54万円は、産前産後の期間の保険料の免除申請に対応するためのシステム改修に要する経費。全て国庫財源であるが10/10の財源については未決定であるため、一般会計で対応し、決定次第、補正で対応する予定である。

3款2項1目 児童福祉総務費、児童福祉対策事業の報酬、嘱託員等社会保険料は、家庭相談員を1名増員し、2名から3名とする予定であり、それに係る経費である。理由としては、虐待通報が非常に多くなっているため。

3款2項4目 児童福祉施設費、公立保育所施設運営事業の修繕料、工事請負費は、泉保育所に係る経費で、サークルフェンス等の修繕を含めた泉保育所全体の安全対策のための修繕工事を予定している。備品購入はAEDを購入するための要求。また、避難車（子どもたちを乗せて避難させる乳母車のようなもの）を購入予定である。

4款1項1目 保健衛生総務費、健康増進事業の委託料は、肝炎ウイルス検査の受診者がふえているため238万9千円の補正。

6款1項7目 市営農道整備事業費、市単独農道整備事業の工事請負費580万円は、富田の農道整備工事を予定している。長さが139mで、場所はヨークベニマルの南側付近である。

6 款 2 項 2 目 林業振興費、元気な森づくり事業の委託料、補助金及び交付金は、元気な森づくりに取り組む団体、地区で、当初計画していた高塩地区が取りやめになり、荒井地区が市直営になった。直営になると委託料が発生する。団体がやる場合は補助金となり異なる。さらに 8 地区予定していたが、ふえて 10 地区になったということでの追加計上。

林業成長産業化地域創出モデル事業の貸付金 625 万円は、一旦貸付し、年度末までに返還してもらうもの。内容としては、5 月 21 日付で林野庁に選定された林業成長産業化地域構想（矢板地域）の実現を図るために実施する林業成長産業化地域創出モデル事業を行うための経費。実施主体として矢板市林業木材産業成長化推進協議会を設立する。協議会の収入については県補助金のみであり、補助金が入るまで貸し付けを行い補助金が入り次第、市に返還するもの。

7 款 1 項 3 目 観光費、観光協会活動支援事業及びスポーツツーリズム推進事業の嘱託員等社会保険料は、観光協会のほうが地域おこし協力隊 1 名分、スポーツツーリズム推進事業のほうが地域おこし協力隊 2 名分のもの。

観光 PR 費の印刷製本費 27 万 1 千円は、矢板サイクリングマップが好評であり、5,000 部増刷する予定。

8 款 2 項 2 目 道路維持費、市道維持管理事業の消耗品費は、融雪剤の購入費用。委託料は、除排雪のための委託料。工事請負費は、乙畑大槻 3 号線の側溝整備、富田アンダーの照明取り換え、12 路線の区画線の設置などに要する経費。

認定外道路整備事業の工事請負費は、荒井の清水尻と合会の認定外道路の工事。

8 款 2 項 3 目 道路新設改良費、道路新設改良費（市内全域）は、工事請負費としてフットボールセンターの北側街路（末広町 29 号線）をフットボールセンター側にセットバックし 2.5 m の歩道を整備する工事や、市道前岡 1 号線 44.9 m の整備に係る経費を計上。

8 款 3 項 1 目 河川費、普通河川整備事業の工事請負費は、さくらが丘ニュータウン内東側の側溝の終末排水の改修と、菅ノ沢の改修に係る経費。

8 款 5 項 1 目 住宅管理費、市営住宅整備事業の工事請負費は、中市営住宅 1 号棟屋上の給水設備の改修を予定している。

9 款 1 項 2 目 非常備消防費、消防団活動事業の消耗品費は、アポロキャップ 370 人分を購入するための経費。

10 款 1 項 2 目 事務局費、事務局一般管理事務の食糧費は、小中学校適正配置事業に係るお茶代等。通信運搬費は、住民等の意識調査を予定しており、そのための切手代や返信用封筒代。

教職員研修事業では、教職員の先進地視察のための旅費、負担金を計上。旅費は指導主事の分、負担金は教職員分。

10 款 2 項 1 目 学校管理費、小学校維持管理事業の工事請負費は、1 つは東小と乙畑小のブロック塀の改修工事で、道路に面したブロック塀ではなく校内にあるブロック塀を改修するもの。もう 1 つは、エアコンの改修工事で、矢板小学校と乙畑小学

校のエアコンを改修するもの。

学校保健安全給食事業の備品購入は、川崎小と片岡小の保冷庫が壊れているため、購入を予定しているもの。

- 10款2項2目 教育振興費、小学校教育振興事業の備品購入費は、市民の方から20万円の指定寄附があり、その一部で図書購入として川崎小に図書を購入する予定。
- 10款2項3目 学校建設費、小学校施設大規模改修事業の委託料は、エアコン設置工事に備えての実施設計委託料で、矢板小、東小、片岡小、川崎小、豊田小、乙畑小、安沢小の7校分。既にある泉小などを除いた小学校が対象。
- 10款3項1目 学校管理費、中学校一般管理事業備品購入費は、市民からの指定寄附の一部でロッカーを購入する予定。
- 10款3項3目 学校建設費、中学校施設大規模改修事業の委託料は、エアコン設置項に備えての実施設計委託料で、矢板中、泉中、片岡中分。
- 10款4項2目 公民館費、地域づくり推進事業の補助及び交付金は、自治公民館の改修等に係る補助。矢板4区、山田、コリーナ矢板の3地区からそれぞれ自治公民館改修のための補助申請に備えての措置。矢板4区はトイレの改修、山田は屋根と外壁の改修。コリーナ矢板については事務室の増築を予定。
- 10款5項2目 体育施設費、体育施設整備事業の工事請負費1億円は、フットボールセンターの外構工事費。擁壁、排水、舗装、フェンス設置などの工事費として1億円を計上。

○委員長 これより議案第1号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○石井委員 家庭相談員を1名増員の予定で、理由としては虐待が多発しているとのことであったが、その状況について説明願う。

○子ども課長(石崎五百子) 虐待については社会問題化している。矢板市においては、ことしの5月に1人、8月に1人児童虐待による逮捕者が出ている。ほかの町では1年間に2人の逮捕者が出ることはなく、矢板市は異常な状態と考えている。児童相談所とも話し合いをしているが、矢板市の対応はまずいのではないかと指摘もされている。児童虐待がふえているのも事実であり、保護人数もふえている。保護されるところまでいかない通報についてもほぼ毎日のように情報が入るという状態である。

今般の家庭相談員の増員については、そういった背景もある。逮捕者も出るという重篤な事例、逮捕のうちの1件はご存知のとおり内臓に穴が開くほどの重症であった。一時は命も危ぶまれたところであったが、児童が頑張り、今は元気に学校に通っている。もう1件の逮捕については、押し倒されて顔をグーで殴られて網膜が腫れ、何日か入院した。そういったことがあること自体も児童にとって影響のあることである。未然にそういったことを止めたいが、矢板市には何が足りないのかと考えたときに、人でやっていくしかない結論付けた。情報を受けたら、受けた時点で安否の確認と状況の調査をし、必要であれば注意勧告なりをするということをしなればいけないが、そういったことをできる人材を揃えておかないといけない。

私は子ども課長として2年目になるが、1年目は市と家族との関係を壊さない方法でなんとか児童虐待対策をやれないかと考えていた。しかし、こういった事例が頻発していることから、悪いことは悪い、叩くこと、暴言を吐くこと、家の中を掃除しないことなどは全て虐待であると注意喚起できる人材が必要であるという思いに至り、家庭相談員の増員をお願いし、今回の補正となった次第である。

○中村有子委員 4款1項1目、健康づくり事業での肝炎ウイルス検査受検者がふえたということだととてもうれしいことである。平成29年度の64名から今年度は、一般質問の際の答弁では1,000名を超えたと思ったと思う。これは集団検診の中で1,000人超に増えたのか、過去10年来で344名が受検したと思うが、1,000人超になったというのは、40歳以上の方が全て受けられるようになったために人数が増えたのか、受検者増加の分析は。

○健康増進課長（細川智弘） 肝炎ウイルス検査については、当初予算では200人を見込んでいた。近隣の市の状況や「40歳以上」と対象者を広げた場合を勘案して試算したが、実際は申込者が約2,000人あった。8月末現在の数字は、先日答弁したとおり1,100人超という数字になっている。そのために今回増額の補正をお願いしたところである。

昨年は64人の受検で、それまでもおおよそ60人前後で推移していた。理由としては「40歳限定」としていたためであると思われる。

○中村有子委員 了解した。

○和田委員 10款教育費について2点ほど質問する。

小中学校にエアコン設置に向けての委託料が計上されている。委託料については補助等は入ってこないか。

○総務課長 現段階では単独での実施を予定している。

○和田委員 補助が入ったときには歳入に入れることになろうかと思うがいかがか。

○総務課長 お見込みのとおり。補助が採択になったような場合は、そのようになる。

○和田委員 小中学校ともに学校建設費の中に計上されているが、当初東小学校のトイレの洋式化で予算を計上していたと思う。それができなくなったということで、学校建設費についてはその予算があるのではと思うがいかがか。

○総務課長 予算の中では、トイレの洋式化も予定はしているので、留保している状況である。

○和田委員 予算付けの話であるが、流用でも賄えたのではと思い、指摘をさせていただいた。

○中村久信委員 3款1項1目、社会福祉総務費の国民健康保険特別会計繰出金は、法定繰出分であるという理解でよろしいか。

○健康増進課長 547万2千円の繰出金は、人事異動等に伴う特別会計の人件費に充てる繰出金になっているので、法定繰出金である。

○中村有子委員 3款1項2目、社会福祉総務費の障害者総合支援事業で、障害者支援センターを旧東電寮を改修して設置すると聞いたが、障害者支援センターは既にある

かとも思うが、詳細について説明を願う。

- 社会福祉課長（永井進一） 障害者の地域活動支援センターを新しく設置し、地域活動支援事業を実施していただくということである。障害者支援センターとはまた別のものである。そこでは仕出し弁当を作ったり、カフェをやったり、農作業をやったりといった事業を展開していただくセンターとなる。

○委員長 委員長を交代する。 (10:48)

○副委員長（関由紀夫） 委員長を交代した。 (10:48)

- 佐貫委員 子ども課長に伺う。虐待の件の話があったが、水際戦略であると感じる。他の自治体にはあって矢板市にはないものについては、家庭相談員1名増員だけでそのギャップは対応できて、現状の問題が解決されるのかを伺いたい。

- 子ども課長 大変難しい質問である。どこまで支援をしたらよいか悩んでいる部分である。虐待が起こる要因としては、生まれてから学校にあがるまで、そして学校生活など全てをサポートしていかないと虐待はなくなるという社会の構図になっている。生まれたときから産後うつというものがある。さらに産後うつに加えて、ひとり親の問題もある。語弊があるかもしれないが、すぐに離婚する、シングルになる。シングルになると今度は、2人でも経済的に育てていくのが難しいのに1人になってさらに難しくなるということが生じる。また、発達障害も社会的にクローズアップされている。そういった育てにくさといったことから虐待に繋がってきている。社会の構造が昔の家庭第一主義の構造ではなくなっている。高齢者とともに3世代が住んでいたような時代は終わってしまったということからすると、家庭相談員1名で足りるのかと問われれば、正直足りない。

しかし、現実、やれるところからやらないと今の異常事態は止まらないと思っている。昨年度と比べると家庭相談員の相談件数が180件くらいふえている。月にすると15件ふえている計算である。家庭相談員を1名ふやすことで少しずつ問題を解決していきたいと考えている。

足りるのかと問われれば足りないが、やれることからやっていきたいということである。

○副委員長 委員長を交代する。 (10:52)

○委員長 委員長を交代した。 (10:52)

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

○委員長 続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

○委員長 これより採決する。

議案第1号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 1 号は、原案のとおり可決された。

【議案第 2 号】

○委員長 「議案第 2 号 平成 30 年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とする。

提案者の説明を求める。

○高齢対策課長（柳田和久）

（「平成 30 年度矢板市補正予算書」9 頁を朗読、10 頁及び 11 頁により説明。詳細について「平成 30 年度予算に関する説明書」30 頁から 38 頁により説明。）

今回の補正予算の主な理由としては、人事異動に伴う人件費の整理と、平成 29 年度の決算に伴う事業費の整理である。

歳入

1 款介護保険料及び 2 款国庫支出金の補正については、人事異動に伴う職員費の減。

4 款 1 項 1 目 介護給付費交付金は、前年度精算によるもの。

4 款 1 項 2 目 地域支援事業支援交付金は、人事異動に伴う職員費の減。

5 款 2 項 1 目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、人事異動に伴う職員費の減。

8 款 1 項 2 目 その他一般会計繰入金は、人事異動に伴い介護保険の担当職員が 4 名から 5 名に増員となったために職員費がふえたため。

8 款 1 項 3 目 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）12 万円の減は、人事異動に伴う職員費の減。

8 款 1 項 5 目 保険料軽減に要する公費繰入金は、前年度の低所得者の保険料軽減負担金の精算金である。

9 款 1 項 1 目 繰越金は、前年度精算の繰越である。

歳出

1 款 1 項 1 目 一般管理費の事務費は、前年度の介護給付費の精算による補正。

5 款 1 項 1 目 基金積立金は、前年度の保険料の精算に伴う積立金。

○委員長 これより議案第 2 号に対し、質疑を行う。

質疑はないか。

（質疑なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

○委員長 続いて、討論を行う。

討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

○委員長 これより採決する。議案第2号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決された。

【議案第 3号】

○委員長 「平成30年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」を議題とする。

提案者の説明を求める。

○健康増進課長

(「平成30年度矢板市補正予算書」13頁を朗読、14頁及び15頁により説明。
詳細について「平成30年度予算に関する説明書」42頁から46頁により説明。)

今回の補正は、4月の人事異動による職員給与費等の調整及び国などの平成29年度負担金の超過交付に伴う返還金などに関する補正である。

歳入

8款1項1目 一般会計繰入金は、職員の人事異動等に伴う増額補正。

9款1項2目 その他繰越金は、昨年度繰越金の増額補正。

歳出

8款1項3目 償還金は、昨年度の国の療養給付費等負担金8,565万7,000円と退職医療療養給付費等負担金384万2,224円と、国県の特定健康診査等負担金53万円が超過交付であったために返還するための増額補正。

○委員長 これより議案第3号に対し、質疑を行う。

質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

○委員長 続いて、討論を行う。

討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

○委員長 これより採決する。議案第3号は、原案のとおり決定することに異議ないか。
(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決された。

【議案第14号】

○委員長 「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について」を議題とする。

提案者の説明を求める。

○総務課長

(「提出議案説明書」4頁を朗読。「議案書」11頁を朗読、12頁から14頁により説明。)

この条例の施行日は、平成30年10月1日施行を予定している。

7月の全員協議会でも申し上げたが、国の法律で「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」がある。こちらの施行に伴い、条例についても平成14年4月1日に施行はしている。施行以来、矢板市が出資する株式会社、いわゆる第3セクターがなかったため、退職派遣をするための条項を整備していなかった。今回、第3セクターの株式会社やいた未来が立ち上がるということで、退職派遣の条項を加えるための一部改正となる。

第1条の改正は、この条例の基となる法律から引用する条を追加しているもの。

第5条の改正は、「給与条例」の略称規定を追加するもの。追加する第14条で給与条例を引用しているために略称を規定するもの。

第9条から第16条までは新規に追加するもの。

第9条は、法第10条第1項に規定する、条例で定める株式会社を1号、2号で規定するもの。

第10条は、法第10条第1項に規定する、条例で定める職員について規定するもの。内容については、退職派遣対象外となる職員を規定する。臨時職員や非常勤職員、条件付採用職員、再任用職員などがそれにあたる。

第11条は、法第10条第1項に規定する、その他の条例で定める場合について規定するもの。法人での業務が終了した場合など、法で明記しているもの以外について1号から3号までに掲げている。

第12条は、法第10条第1項に規定する、その他条例で定める場合を規定するもの。法律では退職派遣をした職員が戻るときに派遣元の職員として採用できない場合を規定している。懲戒免職を受けたときなどに適用される規定である。

第13条は、法第10条第2項に規定する、条例で定める事項について規定するもの。法人が退職派遣職員を引き続き採用する際に合意する事項を定めている。内容と

しては、通常派遣される職員において定める事項と同様のものを規定している。

第14条は、退職派遣となった職員が、労務上の負傷又は疾病となった場合、通常の公務での取り扱いと同様、特例として給与の支給対象とするもの。給与面での対処である。

第15条は、退職派遣された職員が採用された場合、職務の級、号給は調整することを定めている。

第16条は、退職派遣となる職員の法人先での処遇を規定している。退職派遣となった法人での処遇は、市長に報告することを規定している。

議決をいただければ、平成30年10月1日からの施行となる。

○委員長 これより議案第14号に対し、質疑を行う。

質疑はないか。

○中村久信委員 1点確認したい。今回の件は具体的にはやいた未来に派遣するためのものかと思うが、現在市の職員であるAさんが派遣されるとすると、Aさんは退職派遣者ということになると理解している。そのときに、戻ってくるときに給与面で調整することができるなどの規定があった。派遣しているときは、普通の出向とは違って株式会社に採用されれば、受け入れ先の労働条件が適用されると思うが、そういった部分の違いの扱いはどのような形にするのか。

○総務課長 詳しくは条例には出ていないが、保険が変わることと、給与面では30万円の給与をもらっている職員が派遣された場合、受け入れ先では30万円を支払えないと言われても差額分は補償する。

○中村久信委員 派遣された人が不利益を被らないようにという考えはあるのであろうと思っていたが、条例上では読み取れなかったので確認をした。戻ってきたときに不利益を被らないように調整するという項目は理解できたが派遣中の部分については不明であった。何か別にあるということによいか。

○総務課長 条例では、派遣先での処遇については市長に報告することになっている。先ほどの給与の補償などはその部分で対応できると思う。詳細な部分については、規則の部分に盛り込まれる。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

○委員長 続いて、討論を行う。

討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

○委員長 これより採決する。議案第14号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決された。

【陳情第39号】

○委員長 次に、「陳情第39号 甲状腺エコー検査実施に関する陳情」を議題とする。
事務局に陳情文書の朗読を求める。

○事務局 （「陳情文書表」2頁を朗読）

○委員長 意見はないか。

○中村有子委員 2015年に矢板市議会として甲状腺エコー検査への助成に関する陳情を全会一致で採択している。それから、未来を担う若い人たちには積極的に健康管理をしてほしいので、これは実施すべきと感じている。私の意見としては採択である。

○和田委員 当局に確認させていただきたいが、前回の助成に関する陳情で、受けたい方には助成をしてほしいという陳情であった。今回は、矢板市で検査を実施してくださいという趣旨である。実際に矢板市で実施するとなるとどれくらいの費用が必要になるのか。

○子ども課長 実際に矢板市でやるとなると、陳情者が実施しているように1カ所にまとめて受検するというのではなく、医療機関に行っていただいて検査を受けていただくことになろうかと思う。だいたい1人当たり6,000円くらいの費用がかかる。そのうち3,000円を補助するとなると、5,753人対象者がいらっしゃるので、1,725万9千円という試算をしている。

○関委員 昨年の受検者数などは把握しているか。

○子ども課長 矢板市の子どもが何人医療機関で甲状腺エコー検査を受けたかということではよろしいか。

○関委員 そのとおり。

○子ども課長 申し訳ないが、把握はしていない。

○関委員 塩谷町のように3,000円負担するとなると、全員が受けるのではなく本人たちが受検するかどうかを判断することになるということか。

○子ども課長 受けるか受けないかは個人の判断で、受けた方については自治体がそこに3,000円の補助をすることに問題はないかということでしょうか。

○関委員 そのとおり。

○子ども課長 自治体が助成をするとなると3,000円の助成をする理由が必要になると思う。3,000円を助成する必要があるかどうかは自治体が検証する必要があると考えている。

○和田委員 先ほどの答弁が私の解釈を少し違っていた気がするのですが、先ほどの答弁では、3,000円助成した場合に見込まれる費用が1,700万円超ということであった。それは前回に出された陳情に基づいて助成をした場合ということでの答弁であったと思う。今回の陳情は実施主体を矢板市としてやっていただきたいという趣旨

である。矢板市が主体となって検査を実施することはできるのか、もしやった場合は費用はどれくらいかかるのかをもう一度確認させていただきたい。

○子ども課長 陳情者が実施している検査は集団検診のようなものであると思うが、そのようなものの試算はしていない。現実的に集団検診のようなものではなく、矢板市の事業としてやるにしても、機材を持ってきてその場でエコー検査をするのではなく、病院で個人が受診していただくものに対して矢板市が助成をするという手法になるかと思われる。集団検診のようにして実施することは検討していない。

○委員長 暫時休憩する。 (11:34)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (11:44)

○委員長 中村有子委員の意見は伺っている。その他の委員の意見を伺いたい。

○関委員 中村有子委員と同じ意見で、採択としたい。

○中村久信委員 基本的には中村有子委員と同意見である。前回の助成に関する陳情を願意妥当として採択している。甲状腺エコー検査は、経年による健康診断のようなものではなく、放射線の影響をより受けるであろう幼い子どもたちを一過性の健康被害から救うための措置だと思っている。そういった意味でも不安を持っている方も多くいらっしゃると思うし、そういったことをチェックする上でも市の事業として行うべきと考える。事業の内容は、集団検診のようなものではなく、今行っている子ども医療費の助成制度などと同様の事業という受け止めをして願意妥当とし、採択としたい。

○委員長 ほかに意見はあるか。

(なし)

○委員長 なければ意見はこれにて終結する。

○委員長 これより採決する。陳情第39号は、採択とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、陳情第39号は、採択とすることに決定した。

【陳情第40号】

○委員長 次に、「陳情第40号 患者負担を増やさないことを求める国への意見書提出に関する陳情」を議題とする。

事務局に陳情文書の朗読を求める。

○事務局 (「陳情文書表」3頁を朗読。)

○委員長 意見はないか。

○中村久信委員 当局に確認したいが、陳情者である保険医協会は医師会とは異なると思うが、わかる方がいれば説明願う。

○健康増進課長 医師会とは別の会であるが、どのような団体かは把握していない。

○和田委員 理由が述べられている中で、受診者の負担増になっていることは現実として受け止めているし共感する。

しかし、国民皆保険制度を維持していかなければならない。そのために窓口負担の上乗せを皆様をお願いしているという状況である。矢板市は国民健康保険、介護保険等を見てもこの保険制度を続けていかなければならない。受診される方の負担を軽減するために市民全員が負担を負うような形になってはまずいと考えるため、私としては不採択としたい。

○中村久信委員 結論から言うと和田委員と同様である。考え方はいろいろあるが、安心して医療を受けられるということは当然ながら必要であるが、保険そのものが成り立たなくなることは非常にまずい話である。応分の負担というのは必要である。75歳以上の窓口負担を1割から2割にしないことなどが書いてあるが、それだけで安心して医療を受けられないということにつながるかという疑問である。不採択としたい。

○中村有子委員 願意は分かるが、総体的には国民皆保険の制度を維持しなければならない。皆さんの税負担にもつながってくる可能性もある。不採択としたい。

○委員長 暫時休憩する。 (11:54)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (11:54)

○委員長 ほかに意見はあるか。

(なし)

○委員長 なければ意見はこれにて終結する。

○委員長 これより採決する。陳情第40号は、不採択とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、陳情第40号は、不採択とすることに決定した。

○委員長 暫時休憩する。再開は午後1時とする。 (11:54)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (12:55)

【陳情第41号】

○委員長 次に「陳情第41号 難病医療費助成制度の改善を求める国への意見書提出に関する陳情」を議題とする。

事務局に陳情文書の朗読を求める。

○事務局 (「陳情文書表」4頁を朗読。)

○委員長 意見はあるか。

○和田委員 内容の解釈というか捉え方が分からない部分があるので、当局のほうで解釈が分かれば教えていただきたい。陳情文書の理由の中で、捉えようによっては窓口を広げたために審査が厳しくなったので、対象者はふえたが手続きが煩雑になってきたことを解消してほしいという趣旨で捉えてよろしいか。

○社会福祉課長 難病医療費制度については、実質栃木県のほうで実施をしているわけであるが、陳情の中にもあるとおり、平成26年12月31日までは56疾患であつ

たが、平成27年1月1日には110疾患、平成30年4月1日からは331疾患と対象者が非常に多くなっているのが現実である。

臨床調査個人票については、この制度を受けるためにどうしても必要な診断書であるので、これらについては改正前から病院でお金を払って診断書を出してもらい申請に添付するということになっているものと思っている。

そのため手続きそのものについては特段大きな変更はないと考えているが、中身の改正、疾患数がふえたことによって自己負担が今までなかったものが、自己負担がでくるといったものがある。平成27年1月から新しい制度に変わり、3年間の据え置き期間が終了したため、平成26年以前から申請していた方は、新しい制度に移行されたために大きなギャップが出てきているということかという気がしている。

○中村久信委員 執行部に尋ねる。陳情の中で認定基準が厳しくなったとあるが、これは先ほどの説明にあった改正によって、基準を見直す必要が生じ実際に厳しくなっているという認識でよろしいか。

○社会福祉課長 基準の見直しについては、個人票が大きく見直されてきたことは1つあるが、その中の審査のようなものが以前はこうで、今度は改正されてこうなったという内容の部分は私どもでは把握できていない。その部分でどのように厳しくなったか、基準が上がったかなどについては分からない状況である。

○和田委員 そうすると、この文章から読みとったことと、社会福祉課長からお話を伺った中では、全てが厳しくなったということではなくて、対象疾病がふえたことによって対象患者数もふえたということは陳情者も認めている。もっと改善すべきことがあるのかどうかということについては専門的な見地が必要であると思うので、もう少し実情を精査し陳情文書の取扱いをしたい。そのため、継続審査としたい。

○中村久信委員 和田委員と同意見である。

○委員長 ほかに意見はあるか。

(なし)

○委員長 なければ意見はこれにて終結する。

○委員長 これより採決する。陳情第41号は、継続審査とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、陳情第41号は、継続審査とすることに決定した。

【陳情第42号】

○委員長 次に、「陳情第42号 東海第二原発の稼働延長を認めない意見書の提出を求める陳情」を議題とする。

事務局に陳情文書の朗読を求める。

○事務局 (「陳情文書表」5頁から7頁までを朗読。)

○委員長 意見はあるか。

○中村有子委員 原発はなくしていくということが総体的な意見であるが、東海第二原発は40年を超えていて財源もない中1,800億円をかけて安全対策をするとあった。その上で、安全対策をしても万全とは言い切れないというような記載があった。稼働させるのは厳しいのではとの印象も受けるところであるが、もう少し検討する時間が必要と感じる。継続審査としたい。

○和田委員 陳情文書表に記載されている当該施設に対する不安、万が一事故があったときの状況、そして矢板市を含めた栃木県の位置情報を見るとご心配のとおりかと思う。しかしながら、万が一の事故の備えと同時にエネルギー政策、日本の経済の方針がどのような形になっているのか。エネルギー政策に関しては国に対して意見を言うことであると思っている。不安を伝えつつも、エネルギー政策に関する部分については国に対する要望とするのが本来の形かと私は思う。影響等を十分精査した上で、陳情の内容を検討していきたいので、私も継続審査としたい。

○藤田委員 陳情の内容を読ませていただくと、もともと、至極であると思う。まして矢板市においては、放射性物質を含む指定廃棄物最終処分場問題であれだけ苦しめられたわけである。最近では胆振東部地震等もあり、いつどこで大震災が発生するか分からない状況で、原子力発電所は、私はあるべきではないと思うが、正直、東海第二原発のことは私本人も不勉強で、もう少し時間をかけて私なりに結論を出したいので、お時間をいただく意味で継続審査としたい。

○中村久信委員 私もだいたいの考えは同じである。きょう出された資料もある。ここに日本原電の経営状況なども書かれているが、そういった部分についても正直よくわからない、調べていないというのが事実である。書かれている内容についても精査すべき部分もあると思っている。継続審査としたい。

○委員長 ほかに意見はあるか。

(なし)

○委員長 なければ意見はこれにて終結する。

○委員長 これより採決する。陳情第42号は、継続審査とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、陳情第42号は、継続審査とすることに決定した。

【委員長報告】

○委員長 以上で、この委員会に審査を付託された案件は全て終了した。委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは、私に一任願う。

【閉 会】

○委員長　これで総務厚生常任委員会を閉会する。

(1 3 時 2 6 分)

矢板市議会委員会条例第 25 条の規定により署名する。

平成 年 月 日

総務厚生常任委員会委員長